

本省からの情報提供

発注関係事務の運用指針の改定について

公共工事の品確確保の促進に関する法律に基づく 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」 について

国土交通省 大臣官房 技術調査課
建設技術調整室

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正の経緯

R6.6.12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

6月～8月 地域発注者協議会、品確法の改正の趣旨説明会の開催
・地方公共団体・建設業団体に対し、品確法の改正の趣旨説明

R6.8.21 関係省庁連絡会議幹事会にて、改正骨子(案)を提示

8月26日～9月27日 運用指針改正骨子(案)への意見照会
・地方公共団体・建設業団体等に対し、運用指針改正骨子(案)に関する意見を収集

R6.10.23 関係省庁連絡会議にて、改正骨子(案)への意見照会結果を報告

10月～11月 地域発注者協議会の開催
・地方公共団体等に対し、運用指針改正(案)の説明

11月13日～12月3日 運用指針改正(案)への意見照会
・地方公共団体・建設業団体等に対し運用指針改正(案)に関する意見を収集・反映

R6.12.13 基本方針閣議決定

R7.2.3 関係省庁連絡会議にて、運用指針改正(案)の関係省庁申し合わせ

■対象

○発注関係団体 1, 833 団体

関係省庁（20）、独立行政法人等（19）、
都道府県（47）、政令市（20）、市区町村（1, 727）

○建設業団体等 839 団体

■結果

①骨子案（令和6年8月26日～9月27日）

		提出団体数	意見数
合計		248	1,381
	発注関係団体	131	341
	建設業団体等	117	1,040

②本文案（令和6年11月13日～12月3日）

		提出団体数	意見数
合計		362	659
	発注関係団体	307	398
	建設業団体等	55	261

■本文案への主な意見

- 適切な工期設定の項目において、積雪寒冷地も考慮した記載としてほしい
- 公共工事に従事する者の労働環境の改善の項目における週休2日工事の取組について、学校施設など土日のみ工事が実施可能な現場もあるため、その点を考慮した記載としてほしい。
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努めるとあるが、特に災害時に地域の守り手として地域建設企業等が活動する姿を広報・啓発するための具体の方法を示してほしい。
- 総合的に最も価値の高い資材等の採用について、評価基準等を示してほしい。
- 運用指針の市町村への周知徹底をお願いしたい。
担当者のみならず首長へも周知されるよう工夫してほしい。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」令和6年度改正の概要

令和7年2月3日
関係省庁申合せ

運用指針とは: 品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 **【第3条9項、第8条2,3項】**
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 **【第30条】**
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) **【第7条1項13号】**
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) **【第26条】**
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) **【第31条】**

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 **【第7条1項7号】**
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 **【第7条1項8号】**
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 **【第21条】**
- (災害対応)
- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 **【第7条6項】**
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 **【第7条1項9号】**
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 **【第7条1項1号】**

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ **【第3条13項】**
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 **【第7条1項2,6号】**
- 技術開発の推進(国) **【第3条6項、第29条】**
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国) **【第28条2項】**

4. 公共工事等の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 **【第7条7項】**
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) **【第22条5項】**
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) **【第23条】**

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の構成

運用指針 令和6年度改正のポイント

品確法の改正を踏まえ、下記のポイントを中心に、近年の取組状況を鑑みて改正骨子案を作成

- ・担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
- ・新技術の活用等による生産性向上

- ・地域建設業等の維持に向けた環境整備
- ・公共工事等の発注体制の強化

全体の構成

※赤字箇所：令和6年度改正による変更箇所

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

- 1 工事
 - 1-1 工事発注準備段階
 - 1-2 工事入札契約段階
 - 1-3 工事施工段階
 - 1-4 工事完成後
 - 1-5 その他
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 業務発注準備段階
 - 2-2 業務入札契約段階
 - 2-3 業務履行段階
 - 2-4 業務完了後
 - 2-5 その他
- 3 発注体制の強化等
 - 3-1 発注体制の整備等
 - 3-2 発注者間の連携強化

III. 災害時における対応

- 1 工事
 - 1-1 災害時における入札契約方式の選定
 - 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 災害時における入札契約方式の選定
 - 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の災害復旧・復興に向けた取組
- 3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
 - 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

V. 技術開発の推進及び新技術等の活用

VI. その他配慮すべき事項

- 1 受注者等の責務
- 2 担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組
- 3 その他

「発注関係事務の運用に関する指針」改正事項 概要 1/7

I. 本指針の位置づけ

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

令和6年6月に品確法が改正され、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、地域建設業等の維持に向けた環境整備、新技術等の活用等による生産性向上、公共工事等の発注体制の強化を図るための規定が盛り込まれたことから、本指針を見直した。

国は、施工時期の平準化やダンピング対策等の取組状況について、他の発注者の状況を把握できるよう「見える化」等を実施し、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう必要な助言を行う。

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

新技術の活用等による生産性向上

生産性の向上のため、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査、設計、施工、維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にするBIM/CIMの適用や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や書類作成業務の簡素化を図るよう努める。

1 工事

1-1 工事発注準備段階

(地域の実情等を踏まえた発注) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、計画的に工事を発注を行う。

(適正な工期設定) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

工期の設定に当たっては、工期に関する基準に基づき、工事の内容、時間外労働規制の遵守、規模、方法、施工体制、自然条件、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。

(計画的な発注や施工時期の平準化) <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し> 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

施工時期の平準化の推進に当たっては、工事の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

1-2 工事入札段階

(施工技術を有する企業と地域の企業との連携) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

一定の技術力を要する工事について、地域における担い手を将来的に確保するため、必要に応じて、発注者が契約の相手方に中小企業に対する工程管理や品質確保に係る専門的な知識や技術の普及を求めるなど、技術力を有する企業と地域の中小企業との連携及び技術的な協力等が図られるよう、発注又は契約の相手方の選定に際し必要な措置を講じ、地域の中小企業への技術の普及を図る。

1-3 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となった場合に、発注者又は受注者からの請求により請負代金額の変更が可能となる条項(いわゆるスライド条項)を工事請負契約書に規定するとともに、変更後の請負代金額の算定方法に関する定めを設け、その適用に関する基準を策定する。

(公共工事に従事する者の労働環境の改善) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

他の産業と遜色のない休日取得ができる労働環境の確保のため、土日を休日とする週休2日の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつ、その取組の質の向上に努めることが重要である。

1-4 工事完成後

(公共工事の目的物の適切な維持管理) 公共工事等の発注体制の強化 地域建設業等の維持に向けた環境整備

地方公共団体において、維持管理のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るために、広域的・分野横断的な維持管理を行う際には、周辺の市町村や都道府県等との発注者間の連携や同一の地方公共団体内部において異なるインフラを管理する関係部署間の連携を図るなど、必要な連携体制の構築に努める。

公共工事の目的物の維持管理として行われる除雪事業における持続的な除雪体制を確保するため、待機費用の計上や少雪時における固定的経費の計上等も含め、事業に係る経費の精算においてその実施に要する経費を適正に計上するよう努める。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

2 測量、調査及び設計業務

2-1 業務発注段階

(地域の実情等を踏まえた発注) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事の発注時期を考慮し、また地域における担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格、業務内容等を適切に設定し、業務の計画的な発注を行う。

(適正な履行期間の設定) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、時間外労働規制の遵守、規模、方法、自然条件、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

(計画的な発注や履行期間の平準化等) <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し> 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

履行期間の平準化の推進に当たっては、業務の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、履行期間の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

3 発注体制等の強化

3-1 発注体制の整備等

(外部からの支援体制の活用) 公共工事等の発注体制の強化

国及び都道府県は、発注者の発注関係事務の実施を支援するため、自らの保有する研修機関において研修や講習会等を開催するとともに、民間団体等の研修機関の活用や産学官の専門家との連携を促すなど、発注者の技術力向上に資する機会を積極的に設けるよう努める。また、地方公共団体がより積極的に研修等を活用できるよう、支援体制の充実に努める。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

Ⅲ. 災害時における対応

1 工事

1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

(保険料の積算への反映) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社員員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても必要に応じて的確に積算に反映する。

(共同企業体等の活用) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

不足する技術者・技能労働者を広域的な観点から確保し、被災地域における迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、施工力・体制を強化するため、必要に応じて、災害からの迅速な復旧・復興に資する事業のために必要な能力を有する建設企業と地域の建設企業により結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用するよう務める。

2 測量、調査及び設計業務

2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

(保険料の積算への反映) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社員員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する業務の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても、必要に応じて的確に積算に反映する。

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

(被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、発注者は、公共工事の目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者※を活用するよう努める。

※例えば、大規模災害発生時における公共土木施設等の被災又は変状等の情報の迅速な収集等を支援するボランティアとして活動するため、公共土木施設等の整備・管理等についての経験を有し、被害状況等についての一定の把握ができる等の知識を有する者を登録する「防災エキスパート」制度の活用が考えられる。

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

1 工事

1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(5)参加者確認型随意契約方式 地域建設業等の維持に向けた環境整備

公共工事に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の工事について特定の一人を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、地域における建設業の担い手確保のため、参加者確認型随意契約方式の活用が考えられる。

例えば、参加者が極めて限定されている地域における、

・二十四時間体制での速やかな対応が求められている維持工事等

・高度な技術や特殊な設備が必要とされ、当該地域の特定の者以外にはその実施が困難であると想定される機械設備等の点検・修繕・更新等の工事

などであって、過去に当該地域の特定の一人しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす工事等での活用が想定される。

この場合、必要な技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

本方式の活用にあたっては、各発注者において会計法や地方自治法等の法令の趣旨に即して適切に判断することが必要である。

公募の結果、他の競争参加者から応募があったときは、改めて一般競争に付し、総合評価落札方式等、適宜の方法により落札者の選定手続に移行する。

2 測量、調査及び設計業務

2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(4)参加者確認型随意契約方式 地域建設業等の維持に向けた環境整備

～(略)～

例えば、参加者が極めて限定されている地域における、二十四時間体制での対応が求められている業務等において、過去に当該地域の特定の一人しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす業務等での活用が想定される。

～(略)～

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

V. 技術開発の推進及び新技術の活用

新技術の活用等による生産性向上

- 発注者は、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めることとし、採用するにあたっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める。
- 発注者は、脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるよう配慮する。
- 各発注者は、発注関係事務の実施にあたり、以下に示す事項や国の取組等について留意する。
- ・公共工事の品質は、新たな技術開発が行われ、その成果が実用化され、公共工事等において活用されるという一連のサイクルが継続的に行われることにより、将来にわたり確保されるものである。
 - ・新技術は、適正に活用することにより建設現場にイノベーションをもたらし、生産性の向上や労働力不足等に対応するのみならず、品質や安全性の向上、ひいてはこれらを活用する現場技術者の技術力向上にも貢献し、また、その活用が更なる新技術の開発を促進するものである。
 - ・これらを踏まえ、国は、公共工事等に関する技術の研究開発を推進する。
 - ・国は、情報通信技術等の科学技術の急激な進展等に対応するため、公共工事等の技術的な基盤を支えるとともに、公共工事等の技術基準を定めるための技術研究開発及びオープンイノベーションの創出を促進する役割を担う国の研究機関の研究施設・設備の機能強化を図る。
 - ・国は、新しく研究開発された技術の安全性や信頼性を評価・確認して技術基準を整備することで、技術の実用化や社会への適用・還元を促進する。
 - ・国は、開発された優れた技術の活用を促進するため、NETIS(新技術情報提供システム)による新技術の情報提供や調達された技術の現場における評価など、公共工事等における新技術活用スキームを適切に運用する。
 - ・国は、公共工事等に必要高度な技術の研究開発を委託や請負により産学の主体に依頼する際には、研究開発主体による成果の利用を促進するため、研究開発等の成果に関する特許権等の知的財産権を一定の要件のもと受託者から譲り受けないことができることとする等、適切に配慮する。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

VI. その他配慮すべき事項

1 受注者等の責務

担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

地域建設業等の維持に向けた環境整備

各発注者は、発注関係事務の実施に当たり、品確法第8条に規定する「受注者等の責務」を認識し、下記に示す内容等については特に留意する。

- ・ 工事又は業務を適正に実施するために必要な技術的能力(新技術を活用する能力を含む。)の向上に努める。
- ・ 外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材がその有する能力を発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施に努める。
- ・ 災害協定に基づく災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結する。

2 担い手の中長期的な育成・確保に向けた取組

担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

地域における公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保については、建設業界全体で取り組むべき喫緊の課題である。このため、発注者と受注者の双方は、これまで述べてきた公共工事の担い手確保に向けた本指針に記載の内容に積極的に取り組むほか、以下の国及び地方公共団体の取組についても留意する。

- ・ 国及び地方公共団体は、職業訓練法人等への支援、工業高校等の教育機関と建設業者団体等との間の連携促進、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保に必要な環境の整備に向け、必要な措置の実施に努める。
- ・ 国及び地方公共団体は、建設業者団体等との連携のもと、公共工事の品質確保や、担い手の活動の重要性について、国民の関心と理解が深まるよう、広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努める。特に災害時における活動に関しては、災害現場での活動状況を記録した写真等を、国や地方公共団体をはじめとする関係者のWebサイトやSNS等を活用して公開する等の取組に努める。

インフラの老朽化対策について

国土交通省 総合政策局
公共事業企画調整課

インフラ老朽化対策に関する国土交通省のこれまでの主な取組

○国土交通省における老朽化対策の取り組み

○ 社整審・交政審技術分科会技術部会に「社会資本メンテナンス戦略小委員会」設置 [2012.7]

○ 笹子トンネル天井板崩落事故 [2012.12.2]

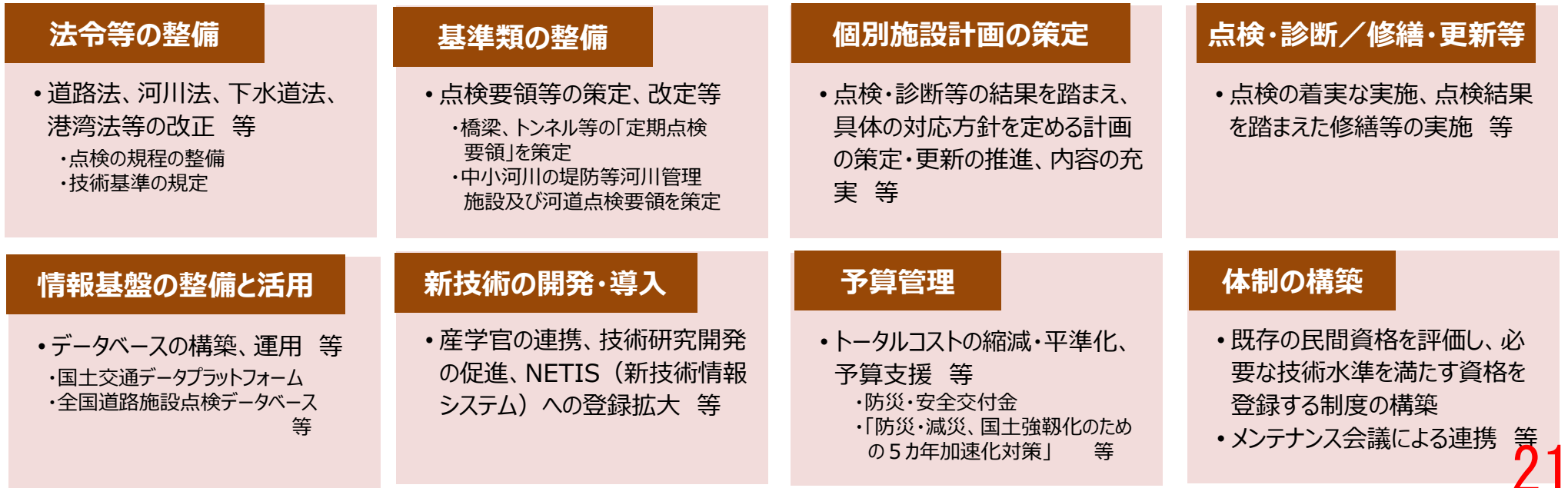
2013年:「社会資本メンテナンス元年」

「インフラ長寿命化基本計画」策定 [2013.11]

○ 社整審・交政審 答申 今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について [2013.12]

○ 社整審 道路分科会 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 [2014.4]
最後の警告ー今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ

国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)
当初 <H26～H32年度> [2014.5]
改定 <R3～R7年度> [2022.6]



1. 目的

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故を踏まえ、今後、下水道等の劣化の進行が予測される中、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道の点検手法の見直しをはじめ、大規模な道路陥没を引き起こす恐れのある地下管路の施設管理のあり方などを専門的見地から検討する

2. 主な検討対象

下水道など大規模な道路陥没を引き起こす恐れのある地下管路

3. 主な検討項目

- 1)重点的に点検を行う対象や頻度、技術など点検のあり方
- 2)道路管理者をはじめとする他の管理者とのリスク情報の共有等のあり方
- 3)事故発生時の対応
- 4)今後の施設の維持更新や再構築とそれらを支える制度のあり方

4. スケジュール(案)

- 2月21日 第一回委員会
- 3月 3日 第二回委員会
- 3月11日 第三回委員会
- 3月26日 第四回委員会
- 4月24日 第五回委員会
- 春頃 中間とりまとめ
- 夏頃 最終とりまとめ



第一回委員会(2/21)

【参考】委員名簿(2025年4月時点)

	氏 名	役 職
委員長	家田 仁	政策研究大学院大学 特別教授
委 員	秋葉 正一	日本大学 生産工学部 土木工学科 教授
委 員	足立 泰美	甲南大学経済学部 教授
委 員	砂金 伸治	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 教授
委 員	岡久 宏史	公益社団法人 日本下水道協会 理事長
委 員	北田 健夫	埼玉県 下水道事業管理者
委 員	桑野 玲子	東京大学 生産技術研究所 教授
委 員	三宮 武	国土技術政策総合研究所 上下水道研究部長
委 員	長谷川 健司	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 会長
委 員	藤橋 知一	東京都 下水道局長
委 員	宮武 裕昭	国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ長
委 員	森田 弘昭	日本大学 生産工学部 教授

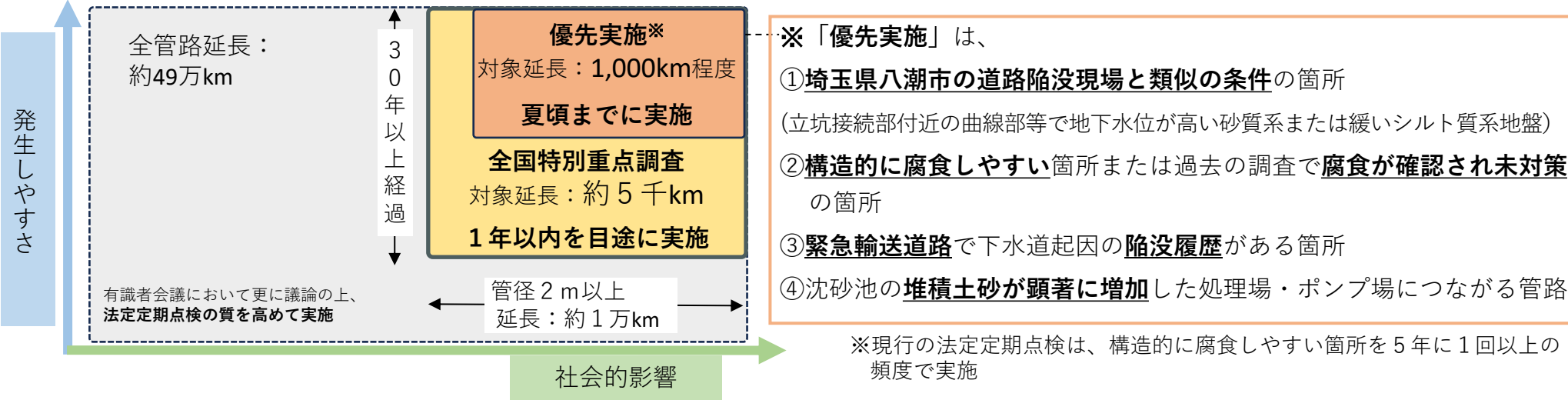
(委員長以外50音順、敬称略)

<オブザーバー>
総務省、農林水産省、経済産業省

5. 事務局 上下水道審議官グループ、大臣官房技術調査課、総合政策局、道路局

1. 調査対象：

調査に際し、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて実施



2. 調査方法の高度化：

調査対象の全路線の管路内をデジタル技術も活用して調査を実施

- 管路内調査：潜行目視またはドローン・テレビカメラ等による調査
- ※優先実施個所では、緊急度がⅠ,Ⅱに至らなくても打音調査等により詳細調査を実施
- 空洞調査：緊急度がⅠ,Ⅱと判定された箇所は、路面下空洞調査または簡易な貫入試験・管路内から空洞調査

3. 判定基準の強化：

全国特別重点調査による緊急度の判定基準を現行より強化して、広く対策を実施

⇒腐食、たるみ、破損をそれぞれ診断し、劣化の進行順にAからCにランク付けした上で特別な判定基準で対策を確実に実施

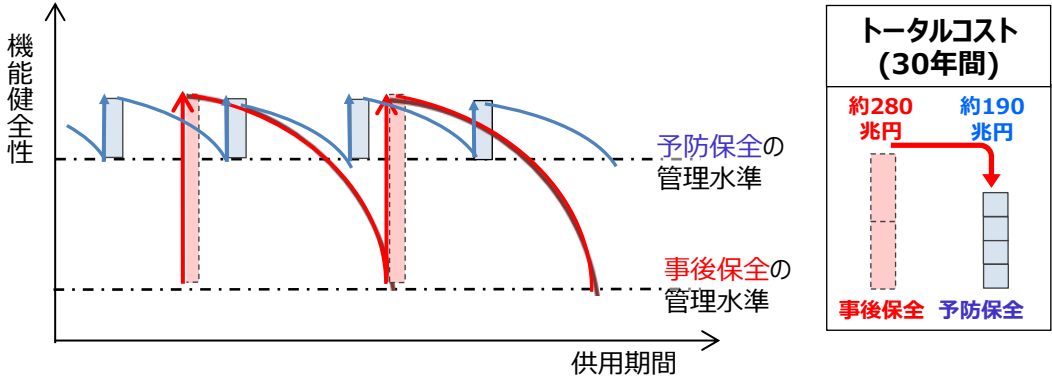
緊急度	現行の判定基準	強化	全国特別重点調査の判定基準	緊急度に応じた対策内容
Ⅰ	ランクAが2項目以上		ランクAが1項目以上	速やかな対策を実施※
Ⅱ	ランクAが1項目もしくは ランクBが2項目以上		ランクBが1項目以上	応急措置を実施した上で、 5年以内に対策を実施

- 高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に増加。
- 市区町村における技術系職員が5人以下の市区町村は全体の約5割。
- 施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全」から、施設に不具合が生じる前に対策を行う「予防保全」への転換により、今後増加が見込まれる維持管理・更新費の縮減を図ることが重要。

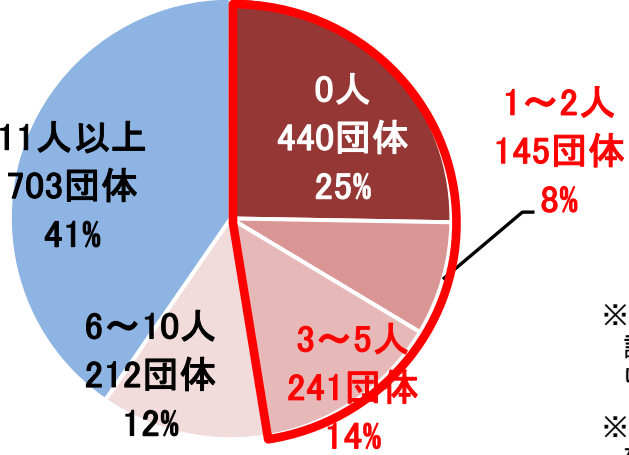
<建設後50年以上経過する社会資本の割合>

	2023年 3月	2030年 3月	2040年 3月
道路橋	約37%	約54%	約75%
河川管理施設	約22%	約42%	約65%
下水道管渠	約7%	約16%	約34%
港湾施設	約27%	約44%	約68%

「事後保全」から「予防保全」へ



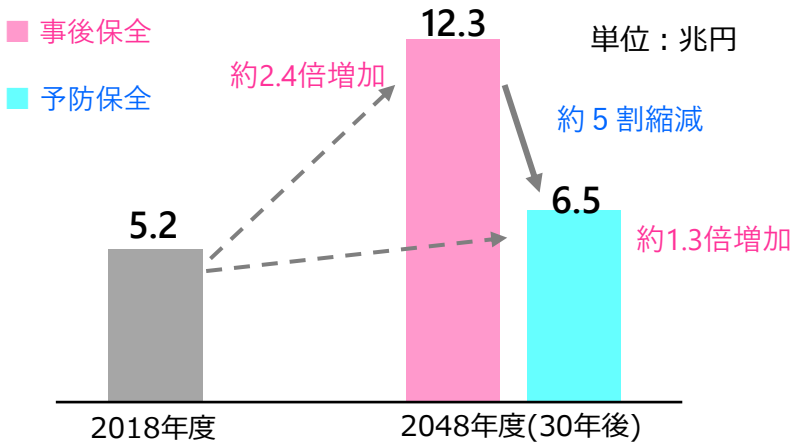
<市区町村における技術系職員>



※地方公共団体定員管理調査結果(R6.4.1時点)より国土交通省作成。

※技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

■将来の維持管理・更新費の推計結果■



- 予防保全型への転換に向け、複数自治体のインフラを「群」として捉える管理する群マネ等を通じた体制構築や、新技術の活用による点検・診断等の確実かつ効率的に実施し、対策を推進。また、まちの将来像を踏まえた集約・再編等の「インフラの再構築」を進め将来の持続可能性を確保。また、自治体や住民に対して、メンテナンスの重要性の意識を高めるための啓発等を推進
- さらに、八潮市における道路陥没事故に係る有識者検討会の結果も踏まえた対策を着実に実施



意識の醸成

- インフラメンテナンス国民会議

産学官民が丸々となってメンテナンスに取り組む社会の実現に向けて活動

＜会員者数＞

行政会員	1,481
企業会員	1,102
団体会員	187
個人会員	392
合計	3,162

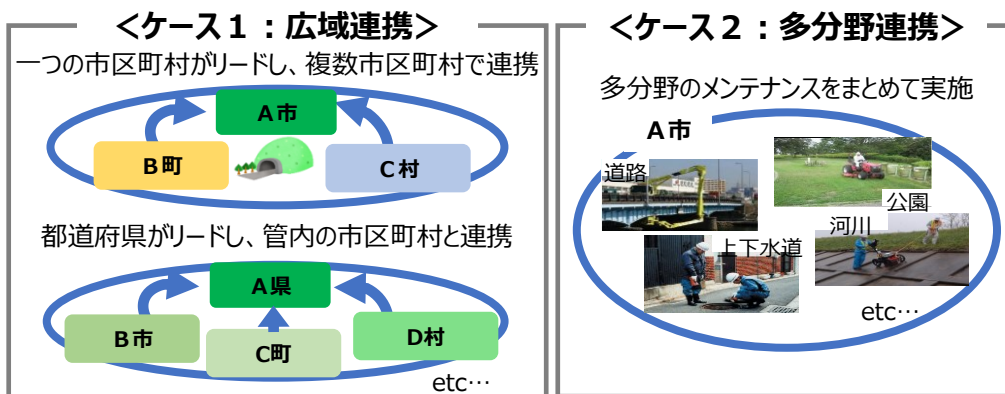
予算の確保等

- 個別補助制度、防災・安全交付金等による財政支援
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」、国土強靱化実施中期計画

地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の推進

- 技術系職員に限られる中でも、的確なインフラメンテナンスの確保を目指すため、広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、効率的・効果的にマネジメントしていく「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」の検討を推進。
- モデル地域(11件、40自治体)において群マネ実装を目指すとともに、導入に向けた検討プロセスを踏まえ、導入検討から実践までサポートできる「手引き」を策定する。

[地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)のイメージ]



[群マネの全国展開に向けた方向性]

メリット(想定される効果)

<自治体>

- ◎発注作業や業務指示等にかかる対応時間が減少し、計画策定等に注力可能
- ◎広域連携により、技術的知見が補完されるだけでなく、職員の技術力向上

<事業者>

- ◎複数業務をまとめることで作業効率化
例：パトロールを一括化、同じ現場で舗装補修と清掃等を同時作業、足場の共同利用 等
- ◎書類作成や事務手続き等の手間が削減(特にJV等の代表企業以外の構成企業)
- ◎創意工夫を発揮しやすくなり、メンテナンスの質の向上
例：事業者提案による新技術導入、蓄積データ分析による先回り対応 等
- ◎事業者間の連携により、人員や資機材の融通可能



不安(具体的な手順等)

<自治体>

- ◎業務効率化のために、どのような発注内容にしていけるか?
- ◎自治体間や内部他部署との調整をどのように進めていくか?
- ◎事業者側とのコミュニケーションをどのように進めていくか?

<事業者>

- ◎業務範囲が広がった場合、事業者として対応できるか?
- ◎事業者同士でどのように連携を進めていくか?

[群マネモデル地域(R5.12選定)]

計11件(40地方公共団体)

類型	選定数	代表自治体
① 広域連携(垂直)	2地域	和歌山県、広島県
② 広域連携(水平)	5地域	北海道幕別町、大阪府貝塚市、兵庫県養父市、奈良県宇陀市、島根県益田市、
③ 多分野連携	4地域	秋田県大館市、滋賀県草津市、広島県三原市、山口県下関市

「メリット」が十分浸透していない一方、実施手順や調整方法を巡る「不安」が先行していることが群マネ拡大の課題

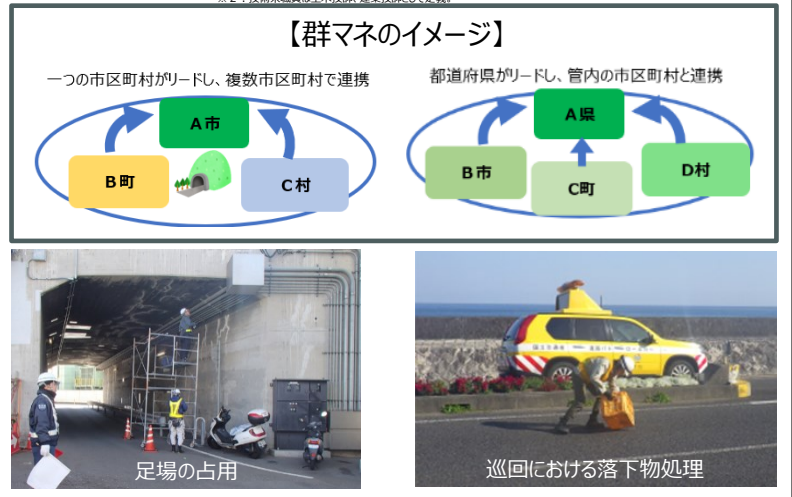
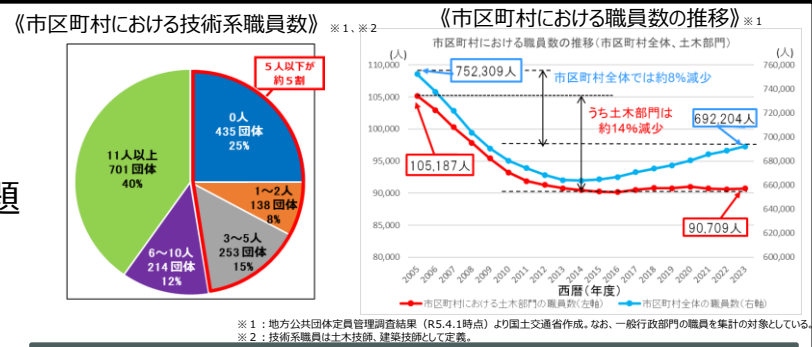
「群マネの手引き」にて、事例や苦労話なども交えて、自治体や事業者にわかりやすく解説(R7年度策定予定)

道路法改正(連携協力制度の創設)

- 市町村における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他自治体が代行できる制度（**連携協力道路制度**）を創設

背景・必要性

- 建設後50年以上を経過する道路橋やトンネルの割合は加速度的に増加
 - **市区町村の技術系職員の減少が顕在化**
 - 道路が災害発生時も含めて機能を発揮するための持続的なインフラ管理が課題
- ↓
- 広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、戦略的にマネジメントする
「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の取組が進められている
 - ・ 令和 5 年12月には11地域40自治体が群マネモデル地域として選定
 - ・ 338自治体が包括的民間委託の導入の意向等がある
- ↓
- 複数市区町村で効率的な維持管理や修繕等を進めるにあたっては、足場の占用、巡回での落下物の処理、放置車両の移動等において、**別途、本来道路管理者の意思決定が必要**



改正概要

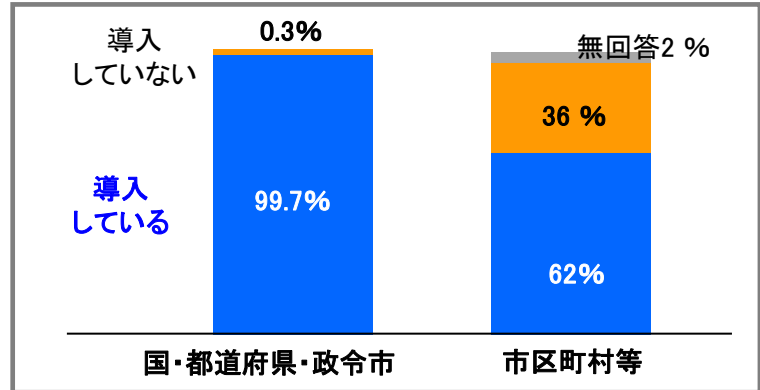
連携協力道路制度の創設

- ・ 隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路について、関係する複数の道路管理者が協議して別にその管理の方法を定めることにより、当該道路の道路管理者以外の道路管理者が維持、修繕その他の管理を行うことができることとする
- ・ 当該協議により分担すべき費用の額及び分担方法を定めることができることとする

新技術の活用促進に向けた自治体支援

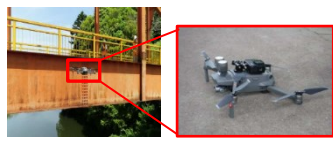
- インフラメンテナンスにおける新技術活用を促進するため、新技術を活用した事業への優先支援に加え、インフラメンテナンス国民会議での官民マッチング、インフラメンテナンス大賞を通じたベストプラクティスの全国展開等の取組を推進。
- さらに、人員体制が脆弱な自治体に対して、新技術導入をはじめとする維持管理業務のノウハウを助言するため、専門家の派遣等による自治体支援を検討中。

〔新技術の導入状況(R5年度)〕



〔新技術の導入事例〕

ドローンで橋梁点検



出典：君津市HP

ドラレコの映像から、AIを用いて道路損傷を自動検知



出典：国土交通省HP

AIを用いて水道管などの劣化度を評価



出典：国土交通省HP

システムにより現場情報を迅速に共有



出典：国土交通省HP

〔インフラメンテナンスにおける自治体支援〕

メンテナンスに関する補助・交付金制度

新技術等を活用する事業を優先支援

道路、河川・ダム、港湾等のメンテナンス事業のうち、新技術等によるコスト縮減や事業効率化の効果が明確に試算される事業を優先支援

インフラメンテナンス大賞

インフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰



R5年度から内閣総理大臣賞を創設

インフラメンテナンス国民会議

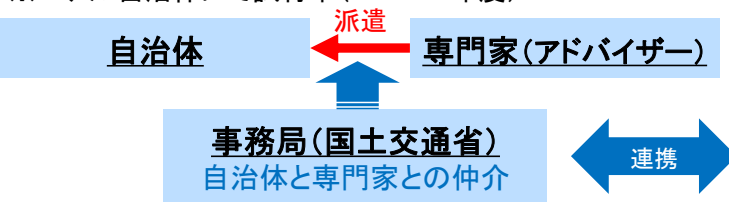
産学官民のプラットフォームで自治体(ニーズ)と民間(シーズ)のマッチング等を実施



地方フォーラムで新技術を紹介する技術提案会や現地実証等を実施(全国10ブロック)

専門家の派遣によるハンズオン支援

※モデル自治体にて試行中(R5～R7年度)



自治体 ← 派遣 専門家(アドバイザー)

事務局(国土交通省) 自治体と専門家との仲介

連携

＜関連する機関・施策＞

- SIP
- 群マネ
- インフラメンテナンス国民会議
- 土木学会 等

新技術導入をはじめとする維持管理業務のノウハウを助言するため、専門家派遣による自治体支援を検討中

港湾法等の一部を改正する法律の概要 (令和7年法律第25号)

港 湾 局

● 港湾法等の一部を改正する法律(令和7年法律第25号)

背景・必要性

1. 令和6年能登半島地震で明らかになった課題

- 港湾を核とした海上輸送の重要性が再認識された一方で、陸路の寸断により港湾施設の応急復旧資材の調達等に困難が生じた。災害時における、**港湾の緊急物資等の輸送拠点**としての機能を速やか、かつ**確実に確保**するための体制構築が不可欠。

2. 気候変動に伴う海水面上昇

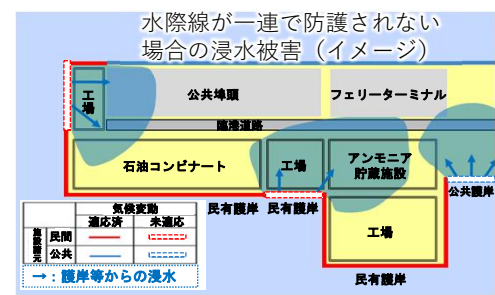
- 気候変動に伴う海水面上昇が予測される中、多様な主体が立地し、水際線に面するという港湾の特性上、官民の関係者の**協働**による備えが不可欠。

3. 港湾管理者の技術職員不足

- 港湾インフラの老朽化・陳腐化が進む中、中小港湾管理者においては、**技術職員不足**が深刻化。地域を支える港湾インフラの機能確保に係る**工事の実施が困難**となっており、必要に応じて**サポートする仕組み**が必要。

4. 洋上風力発電の導入促進に向けた課題

- 洋上風力発電の導入が進む中、洋上風車の設置・維持管理に必要な**基地港湾の利用スケジュール**がさらに過密になることが予見。2050年カーボンニュートラルの達成に向けた**洋上風力発電の導入目標を確実に達成**するため、**基地港湾の一時利用の調整を円滑に行うための仕組み**等が必要。



改正概要

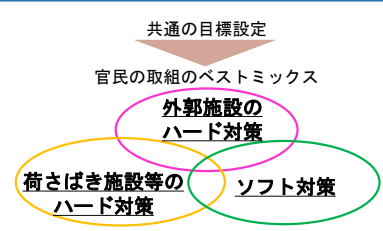
1. 緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保等

- 災害時やむを得ない場合、**港湾施設の応急復旧に他人の土石等を活用可能とする制度(応急公用負担)の創設**
- 緊急物資等の輸送拠点としての機能強化に資する**民有港湾施設**を災害時に港湾管理者が使用することができる**協定制度的創設**
- 倒壊した場合、緊急物資等の輸送に支障を及ぼす恐れのある**民間の港湾施設(荷さばき施設等)に対する港湾管理者による勧告制度の拡充**
- 災害時における国から**港湾管理者に対する支援船舶の入港需要等の必要な情報の提供**等



2. 気候変動に伴う海水面上昇に対応した港湾の保全(協働防護)

- 気候変動に伴う海水面上昇から港湾の保全を図るための護岸の嵩上げ等といった、官民協働の取組を促進するための**協働防護計画制度の創設**
- 港湾管理者・立地企業等からなる同計画の作成・実施に関する**協働防護協議会の設置**
- 協働防護計画に基づく取組を促進するための**協定制度的創設**等



3. 公共岸壁等の適切な機能確保のための工事代行等

- 港湾管理者の要請に基づく、**国による高度な技術等を要する港湾工事の代行制度の創設** <予算>
- 国が港湾工事を行う場合において、港湾管理者と協議の上で、工事に必要な権限を代行する措置の創設

4. 洋上風力発電の導入促進に向けた課題への対応

- 基地港湾の一時的な利用に関する協議を行うための**協議会制度の創設**等

※ 3. 4. に関し、北海道港湾工事法・沖振法にも適用するための所要の改正を併せて行う。

1. 緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保等 ー港湾を拠点とした海上ネットワークを活用した支援活動ー

背景・必要性

- 令和6年能登半島地震では、1月3日以降、海上保安庁巡視船、国土交通省所属船舶、自衛隊船舶、民間船舶による飲料水、食料、おむつ、発動発電機、仮設住宅資材、復旧資材等の緊急物資輸送等が行われた。
- 陸路の寸断が深刻な中で、海上輸送の重要性が再認識された。



フェリー栗国(日本財団)
(1月10日)@輪島港



巡視船のと
(1月7日)@七尾港

● 船舶による緊急物資輸送における
被災地と支援側港湾の往復経路



● 被災地側港湾
○ 支援側港湾

1. 緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保等 ー能登半島地震の被害状況ー

背景・必要性

○地震動、液状化等により、港湾施設にも被害が発生し、岸壁自体は健全であっても、岸壁背後の用地や臨港道路の損傷等により、岸壁までの車両進入ルートが寸断され、緊急物資輸送に支障が生じた。

○陸路の寸断等もあり、資機材の不足、ヤードの不足が復旧作業の大きな支障となった。

七尾港（港湾管理者：石川県）

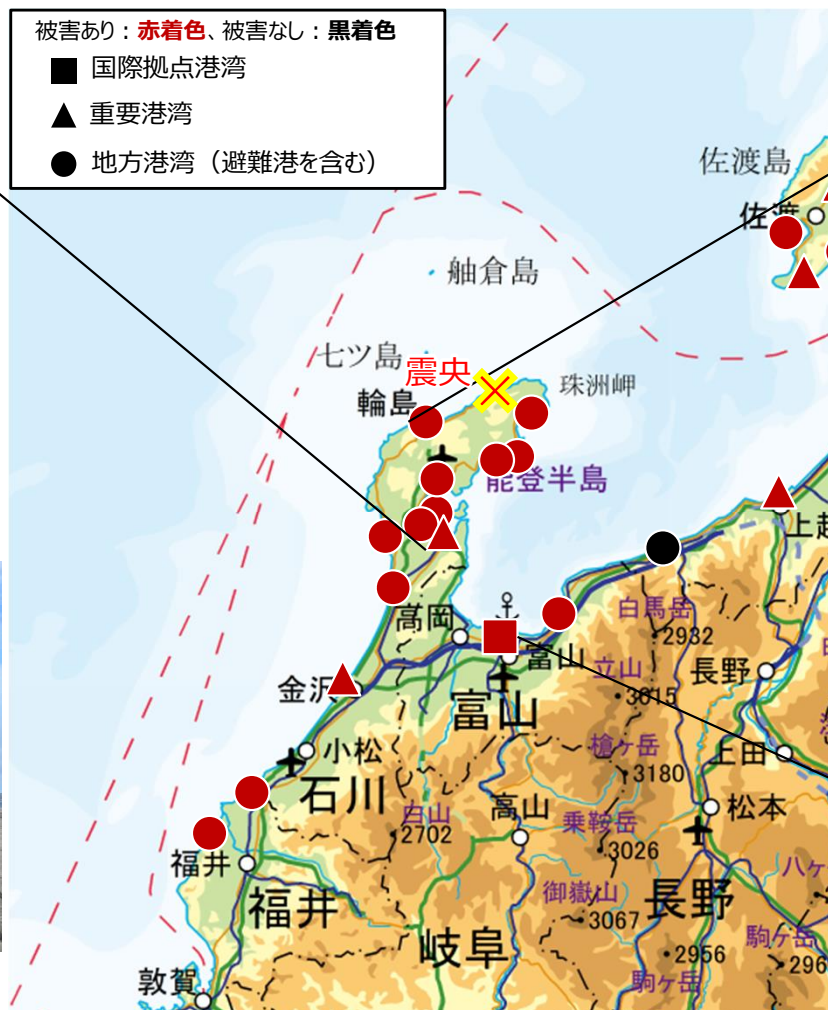


ふ頭用地の液状化



1月5日 海翔丸(国土交通省)

岸壁まで車両が進入できず、
人力での非効率な緊急物資輸送
(七尾港)



輪島港（港湾管理者：石川県）



岸壁背後の用地の沈下

伏木富山港（港湾管理者：富山県）



臨港道路の亀裂

1. 緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保等 ー令和6年能登半島地震等で明らかになった課題への対応ー

背景・必要性

○令和6年能登半島地震では、港湾を核とした海上輸送の重要性が再認識された一方で、陸路の寸断により港湾施設の応急復旧資材の調達等に困難が生じた。災害時における、港湾の緊急物資等の輸送拠点としての機能を速やか、かつ確実に確保するための体制構築が不可欠。

岸壁背後の被災状況



岸壁背後の用地の沈下、液状化が発生、発災直後、資材不足が深刻であり、迅速な応急復旧ができず、支援活動の障害に。

改正事項



災害時に、現場周辺の石材等を応急復旧に活用することで、迅速な応急復旧を可能に。
(港湾法第55条の3応急公用負担措置の拡充)

能登半島地震事例

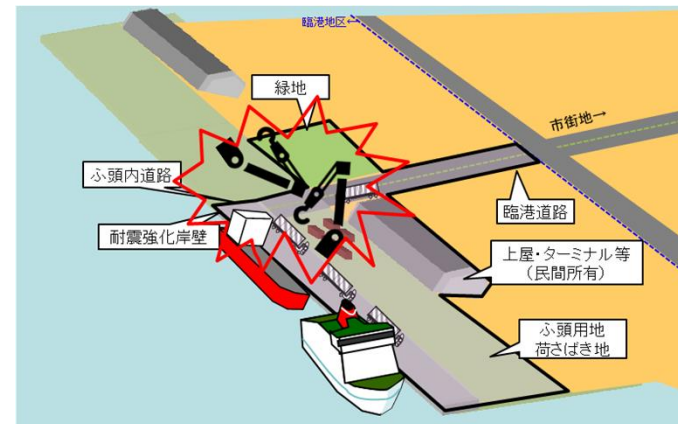


復旧資機材・物資等の仮置き場が不足し、空きスペースのあった民間のテント倉庫を活用。
災害時において、公共の港湾施設のみでは、災害時の緊急物資等輸送拠点としての機能を十分に果たせない場合がある。

改正事項



災害応急対策の拠点としての機能の確保に資する民有港湾施設の所有者等との協定締結により、災害時における民間リソースの活用を可能に。

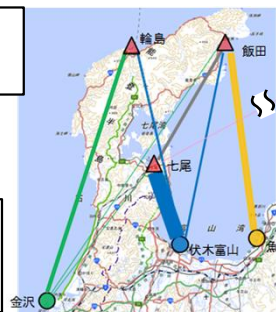


非常災害によりクレーン等が倒壊した場合、耐震強化岸壁に接続する道路を閉塞してしまうなど、緊急輸送の実施に支障を及ぼすおそれがある。

改正事項

倒壊した場合に緊急輸送の確保等に支障を与える恐れのある港湾施設への勧告を可能に。
(特定技術基準対象施設に係る勧告の適用拡大)

港湾間の支援船の動き (線の太さは往来隻数を表す)



凡例
△:主に支援側の役割を担った港湾
○:主に支援側の役割を担った港湾

支援船舶は、能登半島地域近傍の港湾で補給等を行い、被災地の港湾との間を往復したが、支援側港湾の港湾管理者は情報が不十分で負担が発生。

改正事項

国が、港湾管理者に対して、支援船舶の寄港需要等必要な情報を提供。港湾管理者は、国による管理を要請するための検討材料に。(港湾法第55条の3の3関係)

2. 気候変動に伴う海面上昇に対応した港湾の保全（協働防護） －港湾（堤外地）における高潮・高波による被災事例－

背景・必要性

○港湾は、その機能の特性上、水際線に面しており、気候変動に伴う高潮・高波等の激甚化が懸念される中、浸水、施設の損壊、貨物の流出により港湾機能に支障が生じるリスクが高まっている。

○広島港(H11年台風18号)



民有護岸の被災・浸水状況

○広島港(H16年台風18号)



民有護岸の被災

出典:「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策検討委員会」(第1回資料)(広島県HPより引用)

○神戸港(H30年台風21号)



コンテナの倒壊・漂流



コンテナ貨物の炎上

⇒神戸港では最大4日間船舶航行を制限



出典:大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会、国土交通省近畿地方整備
<http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/information/takasiotaisaku.html>

資料-4、平成30年9月19日、

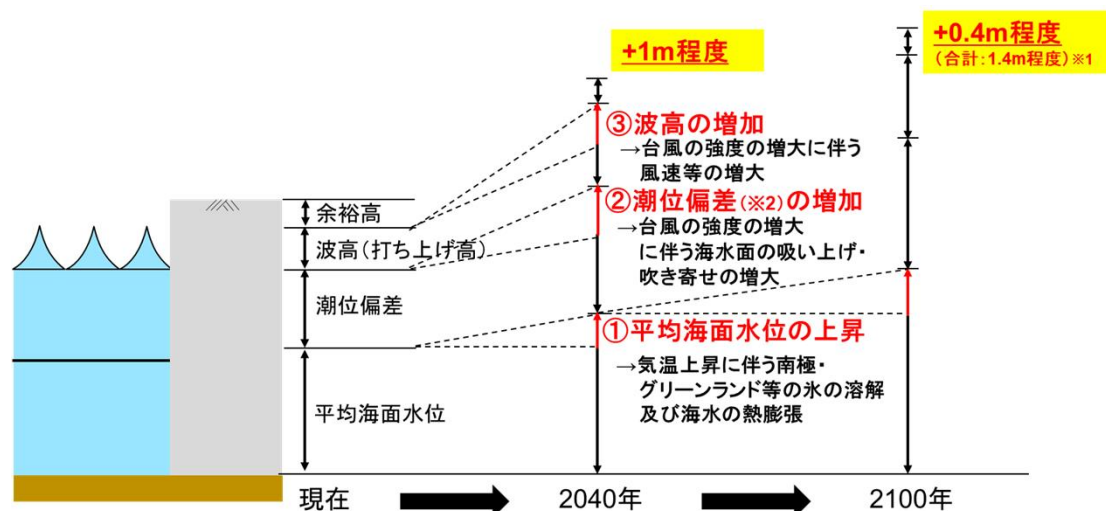
出典:大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会資料

2. 気候変動に伴う海水面上昇に対応した港湾の保全（協働防護） ー平均海面水位・潮位偏差・波高の将来変化ー

背景・必要性

○気候変動に伴う海水面上昇が予測される中、多様な主体が立地し、水際線に面するという港湾の特性に鑑みれば、官民の関係者の協働による浸水被害への備えが不可欠。

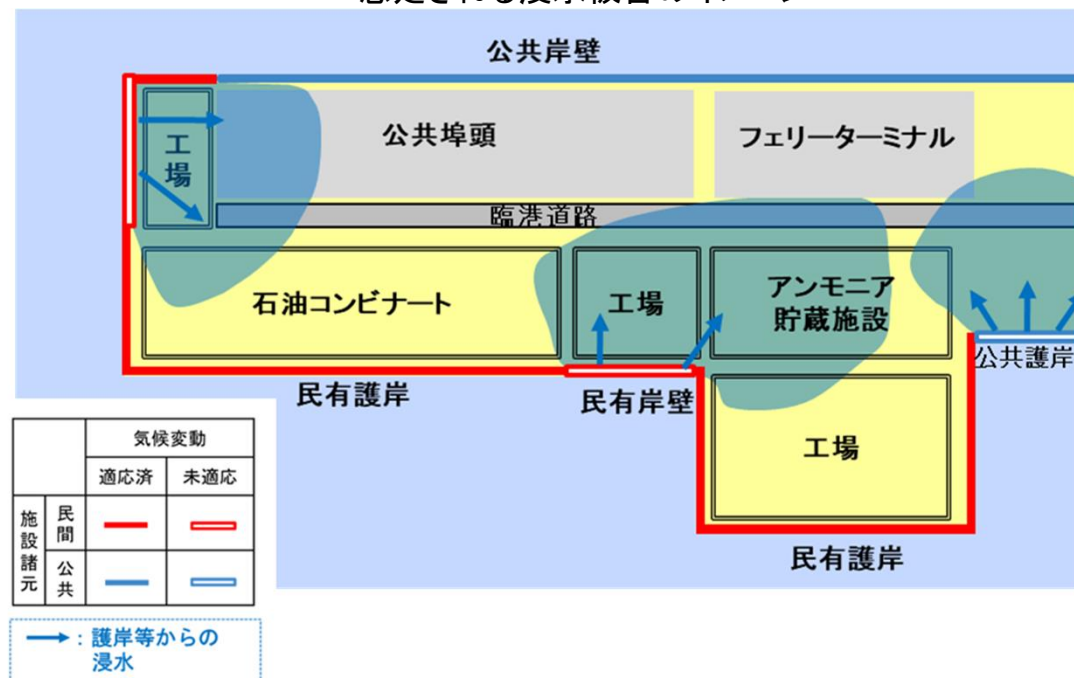
平均海面水位・潮位偏差・波高の将来変化



※1 東京港海岸の防潮堤における、モデル台風により推計した潮位偏差・波高に対する必要嵩上げ高さのうち、最大値の1.4mを例示(出典:東京港海岸保全施設整備計画(令和5年3月東京都港湾局))

※2 実際に観測された潮位と天文潮位(満潮・干潮のように、月や太陽の起潮力によって起こる潮位)との差。

水際線を一連で防護する取組が進まなかった場合に想定される浸水被害のイメージ



2. 気候変動に伴う海面上昇に対応した港湾の保全（協働防護）

－協働防護計画・協定制度の創設－

背景・必要性

○多様な主体が立地する港湾において、気候変動による災害から港湾機能を確保するには、官民の協働により、水際線を一連で防護するなどの取り組みを、計画的に進める必要がある。

改正事項

【港湾計画】

気候変動に起因する港湾区域の水面上昇等に対応するための港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する事項を記載

実施に関する計画

適合

港湾法の基本方針

協働防護協議会
(港湾管理者、民間事業者等で構成)

合意形成

【協働防護計画】

計画に定める事項

- 協働防護区域
- 目標
- 達成状況の評価
- 基本的な方針
- 事業及び実施主体
- 計画期間 等

計画に係る支援・特例措置

【制度改正】

- 協働防護計画に記載された事業に係る工事等の許可特例
- 関係者の協働による防護水準確保の取り組みを促進するための協定制度の創設

【予算措置】

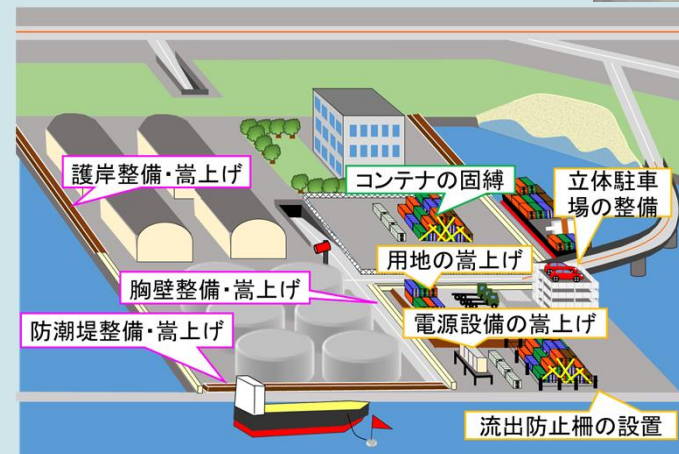
- 港湾管理者の協働防護計画の策定に対する支援

【税制特例措置】

- 民間所有護岸等に対する税制優遇措置(固定資産税)

想定される主な取組

- 防潮堤・護岸・胸壁等の整備・嵩上げ
- 流出防止柵の設置
- 立体駐車場の整備
- 用地、電源設備の嵩上げ
- コンテナの固縛などのソフト対策



【協働防護協定】

協働防護計画に定められた事業の実施主体は承継効付きの協定を締結可能

協定に定める事項

- 目的となる施設
- 有効期間
- 施設の整備又は管理に関する事項
- 違反した場合の措置

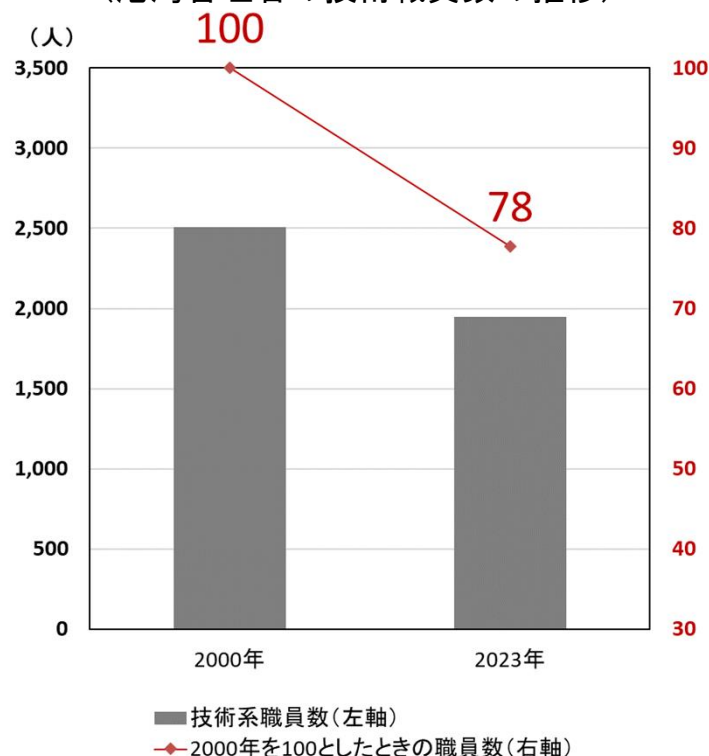
3. 公共岸壁等の適切な機能確保のための工事代行等

背景・必要性

- 一部の港湾管理者においては、港湾に精通した技術職員の不足に伴う技術力の低下が深刻。
- 加えて、港湾インフラの老朽化・陳腐化が進んでおり、地域を支える港湾インフラの更新工事等の実施が困難となっている。そのため、必要に応じてサポートする仕組みが必要。

港湾管理者の技術職員が約20年で**2割以上減少**。

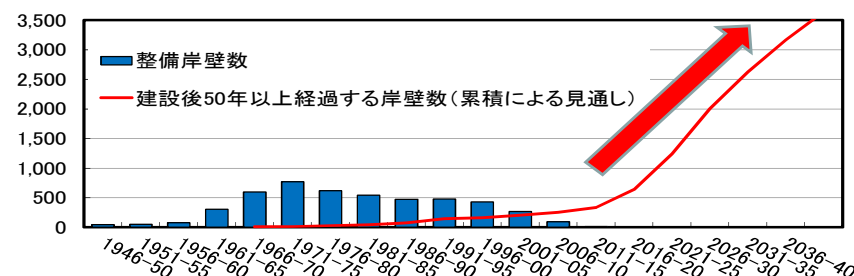
(港湾管理者の技術職員数の推移)



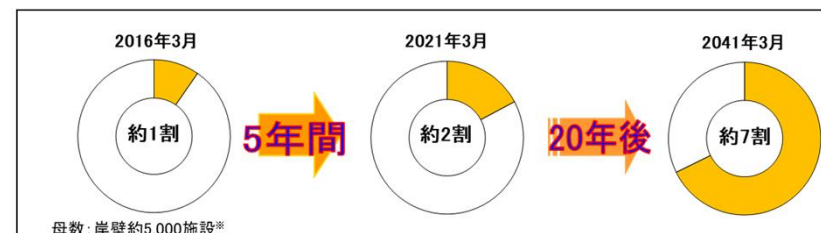
※166港湾管理者のうち、2000年の技術職員数が把握できている107管理者について整理

高度経済成長期に集中的に整備された港湾施設の老朽化が進行しており、高度な技術力等を要する更新工事が必要に。

(各年度に整備した係留施設数と供用後50年を経過する公共岸壁の推移)



(供用後50年以上経過する岸壁の割合)



※国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾の公共岸壁数（水深4.5m以深）：国土交通省港湾局調

3. 公共岸壁等の適切な機能確保のための工事代行等 ー港湾管理者の要請に基づく国土交通大臣による工事の代行ー

改正事項

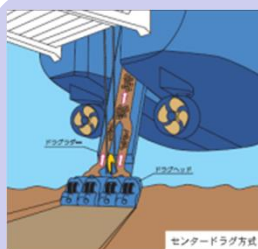
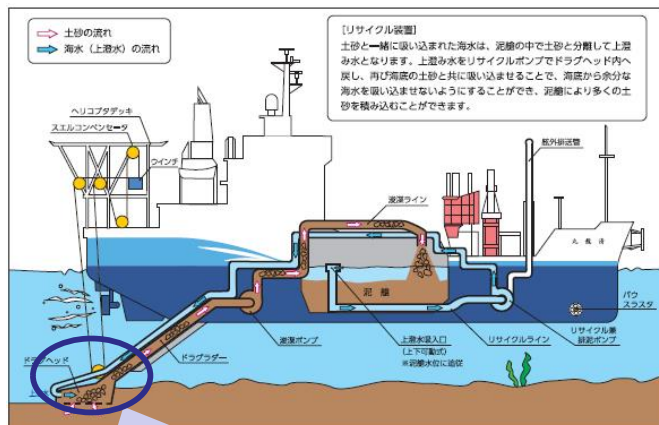
港湾管理者の要請に基づく、高度な技術等を要する港湾工事の国土交通大臣による代行制度を創設

※あわせて、港湾管理者と協議の上、工事に必要な管理権限を代行する措置を創設。直轄工事についても同様に措置し、北海道港湾工事法・沖縄法にも所要の改正を併せて行う。

北海道港湾工事法：北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和26年法律第73号）
 沖縄法：沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

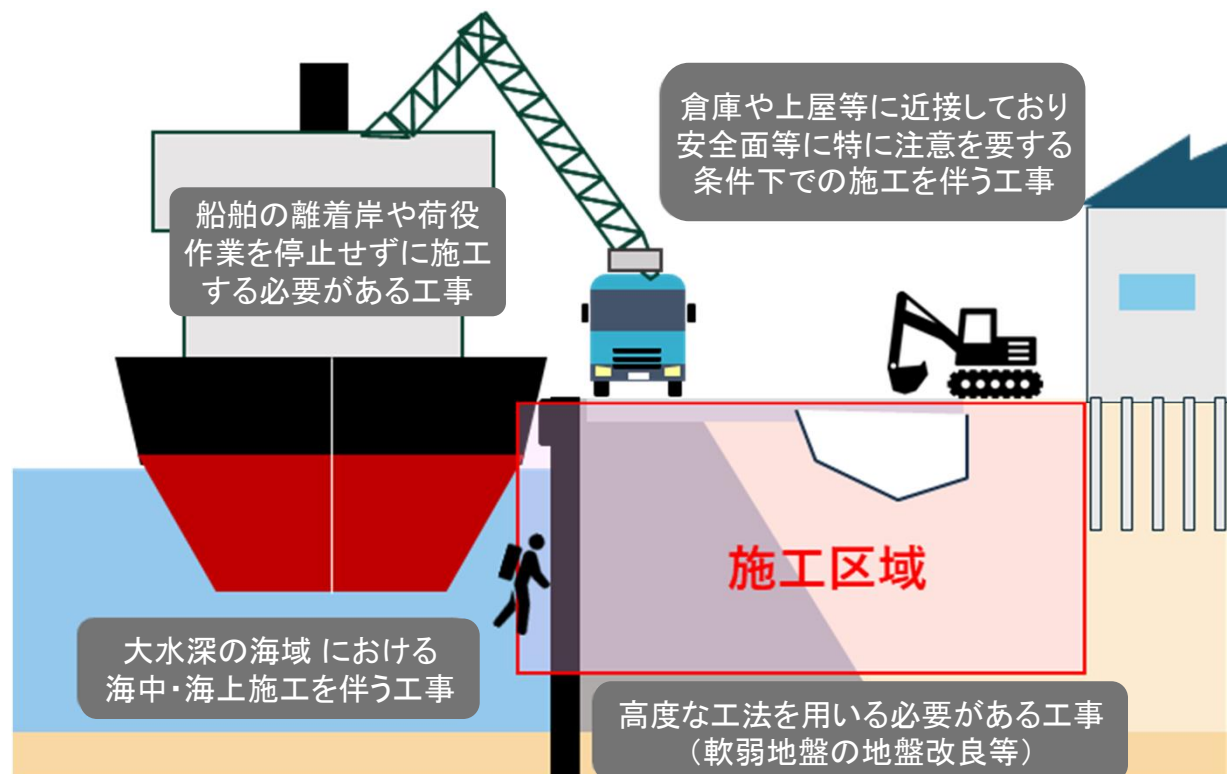
◆想定される高度な技術等を要する工事のイメージ

○ドラグサクション船による底掘り(海底面の均し)



ドラグヘッド(吸込口)で土砂を吸込む

※ドラグは「引きずる」の意

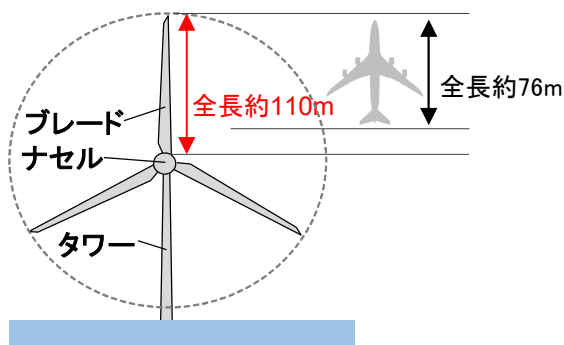


4. 洋上風力発電の導入促進に向けた課題への対応

背景(基地港湾制度の概要)

- 洋上風車は、100m以上の長さ、1000トン弱の重さの重厚長大な資機材から構成されている。
- これら資機材の輸送には、一般的な港湾施設と比べて地盤強度10倍以上、広さ5倍程度の特別な埠頭が必要となるが、このような特殊な埠頭を全国に配置することは極めて非効率であるため、その役割を担う港湾を基地港湾として国土交通大臣が指定し、その基地港湾内の埠頭を発電事業者に貸し付けることができる仕組みとしている。
- この点、通常の港湾施設の貸付期間は1～2年であるところ、風車の発電期間は長期に及ぶことから、基地港湾内の埠頭については、最大30年間の貸付けが可能となっており、また、複数の発電事業者が埠頭を借り受けられるよう、一の発電事業者が独占的に利用できる期間を「貸付契約」により限定している。

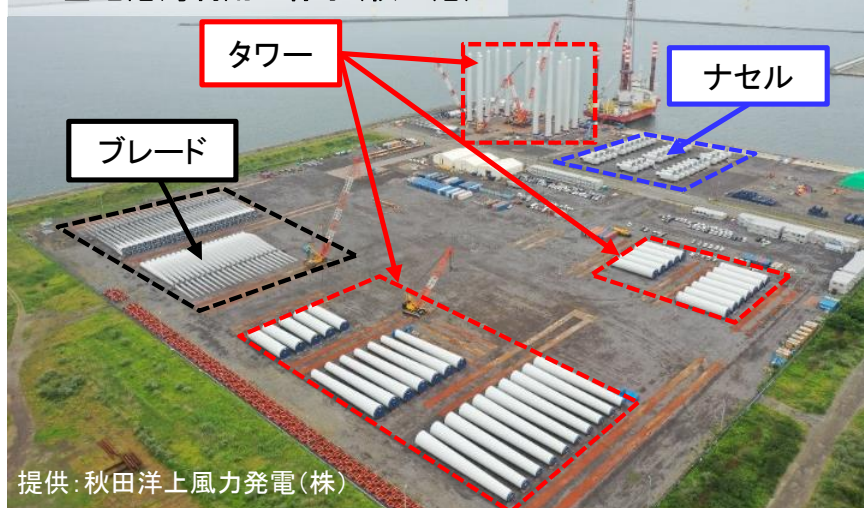
■ 洋上風車の規模



- ※ブレード重量: 約60トン
- ※ジャンボジェット機はB747-8
- ※洋上風車は、現在国内案件での使用が見込まれる最大級の規模

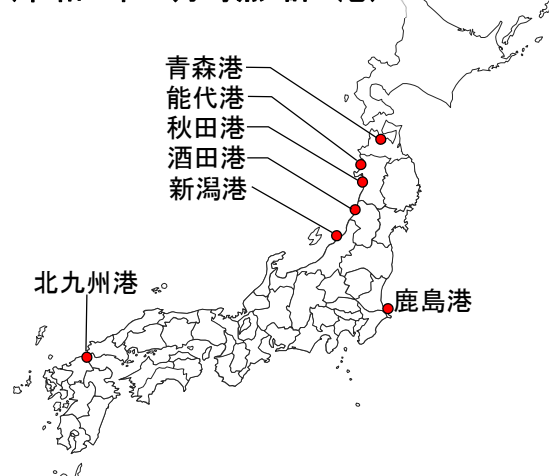
洋上風車の規模感 (12～15MW級)	
全長	ブレード: 約110m タワー: 約120m
重量	ナセル: 約650トン タワー: 約950トン

■ 基地港湾利用の様子(秋田港)

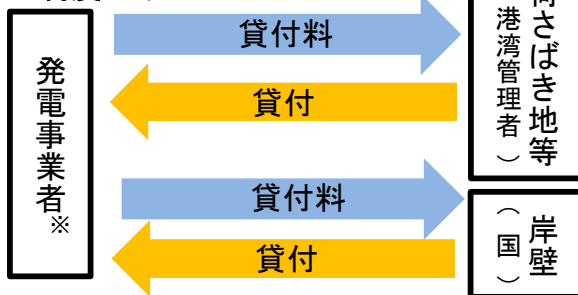


■ 基地港湾の位置図

(令和6年10月時点: 計7港)



■ 制度スキーム



※複数事業者が取扱埠頭を利用する場合は、出力量に応じ貸付料を按分する。

■ 基地港湾の特徴

- 一般的な港湾施設と比べて、係留施設の地盤強度が強く※1、埠頭用地の面積が大きい※2。

※1: コンテナ貨物の輸送に係る外国貿易船が係留する岸壁の耐荷重 3 t/m^2 に対し、洋上風車の設置等に必要な物資等の輸送に係る船舶が係留する岸壁に求められる耐荷重は 35 t/m^2

※2: (例) 秋田港
基地港湾指定前: 貨物船の貨物仮置き場として埠頭用地 3 ha 程度
基地港湾指定後: 洋上風車の資機材の仮置き場等として 15 ha 程度を確保

4. 洋上風力発電の導入促進に向けた課題への対応

背景・必要性

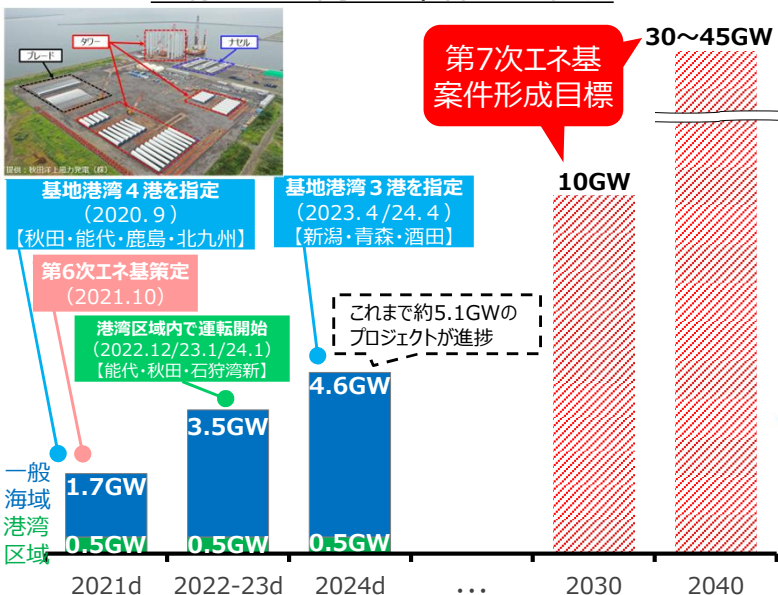
○第6次エネルギー基本計画において、「洋上風力発電は再生可能エネルギー主力電源化の切り札」とされ※、洋上風力発電の導入が進捗。今後、更なる案件の増加に伴い基地港湾の混雑が予見される中、運転開始後の洋上風車の大規模修繕を速やかに行えるよう、広域的な基地港湾の利用調整を行う仕組みが必要。

※ 第7次エネルギー基本計画(R7.2.18閣議決定)においても同様の位置付け

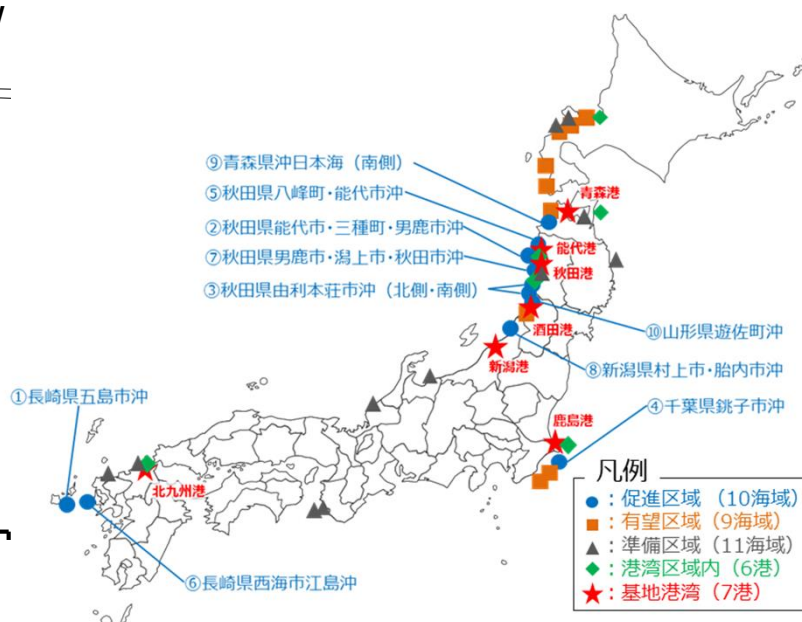
改正事項

- 発電事業者からの要請に基づき、国土交通大臣が基地港湾の一時的な利用に関する調整を行うための協議会を設置する制度を創設。
- 港湾区域における洋上風力発電の公募占用計画において、「洋上風車の設置・維持管理に関し一体的に利用する港湾」を追加。
- 北海道港湾工事法及び沖振法に基づく直轄工事によって生じた港湾施設について、基地港湾・上記制度の対象に加える。

「第7次エネルギー基本計画」(2025.2)の
目標達成に向けた案件形成状況

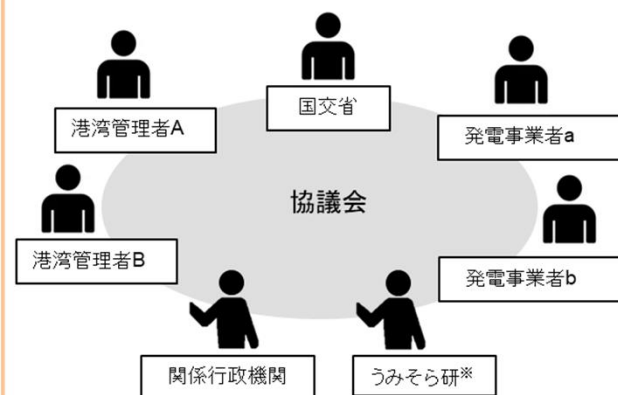


洋上風力発電に係る促進区域等の位置図
(2025.2)



利用調整協議会の効果

・関係者が一堂に会し、円滑な調整を実現



※ うみそら研: (国立研究開発法人) 海上・港湾・航空技術研究所